

公益財団法人日本体育協会
公認スポーツ指導者マークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)標章規程に基づき、公認スポーツ指導者マーク(以下「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公認スポーツ指導者マーク(ロゴ)
- (2) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (3) その他(1)、(2)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
- (2) 本会公認スポーツ指導者育成事業関連団体である本会加盟・準加盟団体(都道府県体育協会、中央競技団体、関係団体)及び都道府県競技団体が使用する場合。
- (3) 本会公認スポーツ指導者登録認定を受けた指導者及び都道府県指導者協議会使用する場合。
- (4) 公認スポーツ指導者育成事業に関する理解、普及に寄与するものとして本会が認める場合。
- (5) その他本会が特に認める場合。

2. 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は標章の無償による使用を承認するものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つける恐れのあるとき。
- (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的とした標章の使用ができるのは、本会スポーツ指導者パートナープログラムに協

賛するオフィシャルパートナー（以下「指導者パートナー」という。）のみとし、別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会に提出し、その承認を得るものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 別添の「公認スポーツ指導者マークデザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- （2） 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- （3） 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項第1号から第5号に定める使用の場合は、その明示を免除するものとする。

（使用の期限）

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

（承認内容の変更）

第8条 標章の使用をする者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書（別紙様式2）を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

2. 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査する。
3. 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認する。

（承認内容の取消）

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2. 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
3. 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
4. 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

（損失補償等の責任）

第10条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

（本規程の変更）

第11条 本規程は、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

（附則）

1. 本規程は、平成24年6月6日より施行する。